

介護保険料についてお知らせします

介護保険は、介護を必要とする方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように社会全体で支えるための制度です。皆様から納付していただく介護保険料は、介護保険を提供するための大切な財源となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

介護保険料について

介護保険サービスを提供するために必要となる費用は、国・県・町からの公費（税金）のほか、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの医療保険に加入している方（第2号被保険者）の保険料でまかなわれています。



65歳以上の方

保険料は、所得等に基づいて町が定めています。年金からの天引き（特別徴収）又は納付書や口座振替（普通徴収）にて納めていただきます。特別徴収による納付と普通徴収による納付のいずれかの納付になるかは、年金の受給額等の条件によって異なります。納付していただく際は、町よりお知らせいたします。



新たに65歳になられた方

保険料は、65歳になられた月から町に納めていただくこととなります。納付書を郵送にてお送りいたしますので、指定された金融機関等でお納めください。これまで納めていた医療保険から二重で引き落とされることはありません。なお、口座振替にて納付していただくことも可能で、指定された金融機関等で口座振替の手続きができます。

年金からの天引き（特別徴収）に該当する方は、準備期間（おおむね半年から1年程度）後に年金から納付していただきます。準備が整いましたら通知書等にてお知らせいたしますので、それまでの間は、お送りした納付書又は口座振替によりお納めください。

40歳から64歳までの医療保険に加入している方

保険料は、加入している医療保険（国民健康保険など）の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料と合わせて納付していただきます。



○保険料を滞納すると

保険料は、介護保険サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。納付が遅れると、介護保険制度を維持するうえで大きな支障となります。災害などの特別な事情もなく保険料を滞納している場合は、法令に基づき次のような措置がとられます。

▼保険料を1年以上滞納している場合

介護サービスを利用する時、費用の全額が自己負担となります。

後日納付し申請した場合は、自己負担した額の9割から7割（負担割合に応じて）を払い戻します。

▼保険料を1年6か月以上滞納している場合

介護サービスを利用する時、費用の全額が自己負担となります。

後日納付し申請した場合は、自己負担した額の9割から7割（負担割合に応じて）の内の一部を払い戻します。ただし、場合によっては、全額差し止めになり支給がない場合もあります。

▼保険料を2年以上滞納している場合

介護サービスを利用する時、自己負担が最大4割となる場合があります。4割負担の期間は滞納期間に応じて決定されます。

なお、高額介護サービス費（1か月の自己負担額が一定額を超えた場合、申請により超えた分が後から支給される制度）等の支給も受けられなくなります。

○現役並みの所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が3割となりました。

これまで、介護サービスを利用した時の負担割合は1割又は一定の所得のある方は2割としていました。平成30年8月から65歳以上の方（第1号被保険者）であって、現役並みの所得のある方には費用の3割をご負担いただくことになりました。これは、介護保険制度を今後も持続可能なものとし、世代内・世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求めためです。

3割負担になる方は、本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上の世帯の場合463万円以上の方です。

◆問い合わせ先

川根本町役場 高齢者福祉課 長寿介護室
 ☎(56)2234
 総合支所 窓口業務室
 ☎(58)7070

介護保険料を納め忘れていた期間に応じて、段階的に次のような対応をさせていただきます

